

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

昭和36年4月1日に入社してから平成13年3月22日に退職するまでの期間、継続してA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る個人台帳（写）、辞令（写）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立てどおり昭和36年4月1日から平成13年3月22日まで同社に継続して勤務（昭和41年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年2月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動時に厚生年金保険の未加入期間があるのは、当社の届出誤りと思われる。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和41年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月、2年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月
② 平成2年7月及び同年8月

A市に転入（平成元年12月）した際、及び会社を退職（平成2年7月）した際に、それぞれ市役所において国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が市役所か金融機関の窓口で納付したと思うが、母親にお金を渡して納付してもらったかもしれない。年金手帳に国民年金の記録があるのに納付事実が確認できないというのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者資格の取得日から、申立人の同手帳記号番号は、平成8年2月頃に払い出されたものと考えられ、申立人はこの頃に初めて国民年金の加入手続を行い、元年12月24日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。それまで未加入期間であった申立期間①及び②に係る国民年金の記録は、8年2月20日に作成されていることがオンライン記録により確認できる。

また、上記加入手続時点では、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月1日から38年4月1日まで
② 昭和38年4月1日から同年6月1日まで

申立期間①はA社B支社（現在は、C社）D区E分区、申立期間②は同事業所D区F分区において勤務したにもかかわらず、厚生年金保険が未加入となっているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る人事記録（写）から、申立人は、昭和37年5月にA社B支社D区において臨時雇用員として採用された後、38年4月1日から同年5月31日までの期間は試用員、同年6月1日からは職員として同支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社及びG組合は、「A社職員として採用される前の臨時雇用員や試用員に係る厚生年金保険の加入は、昭和38年12月以降であった。」旨証言していること、申立人から紹介のあった複数の同僚も同様の証言をしていること、及びオンライン記録によると、A社B支社は昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②当時、同支社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、当該期間は、申立人は同支社において厚生年金保険の被保険者となることができなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。